

14. 災害時に備えて

■避難行動要支援者の支援制度

佐賀市では、災害が発生した、又は災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）を支援する体制づくりを進めています。対象となる方に同意を得たうえで、「避難行動要支援者(同意方式)名簿」へ記載し、民生委員・児童委員や自治会等の避難支援等関係者と情報を共有することで、日ごろの見守りや災害時の安否確認・避難支援の体制づくりに役立てていきます。

1. 対象者

原則として生活の基盤が自宅にある方で、以下の要件に該当する方が対象となります。

- ① 要介護認定を受けている者（要支援1～2、要介護1～5）
- ② 身体障がい者（身体障害者手帳〔肢体(下肢・体幹)・視覚1～3級、聴覚2～3級〕のいずれかを所持）
- ③ 知的障がい者（療育手帳Aを所持）
- ④ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1～2級をもつ単身世帯者）
- ⑤ 難病や発達障がいがあり支援が必要な者
- ⑥ 病気やケガなどにより支援が必要な者
- ⑦ 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者

2. 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者とは、「民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察、消防局、消防団」を指します。

名簿登録に同意された方へ、日ごろの見守りや災害時の安否確認、避難支援等を行います。

3. 名簿に載せる情報

関係者にお知らせする情報は、「氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急連絡先、避難支援を必要とする事由、避難時や避難生活時に配慮してほしいこと」です。

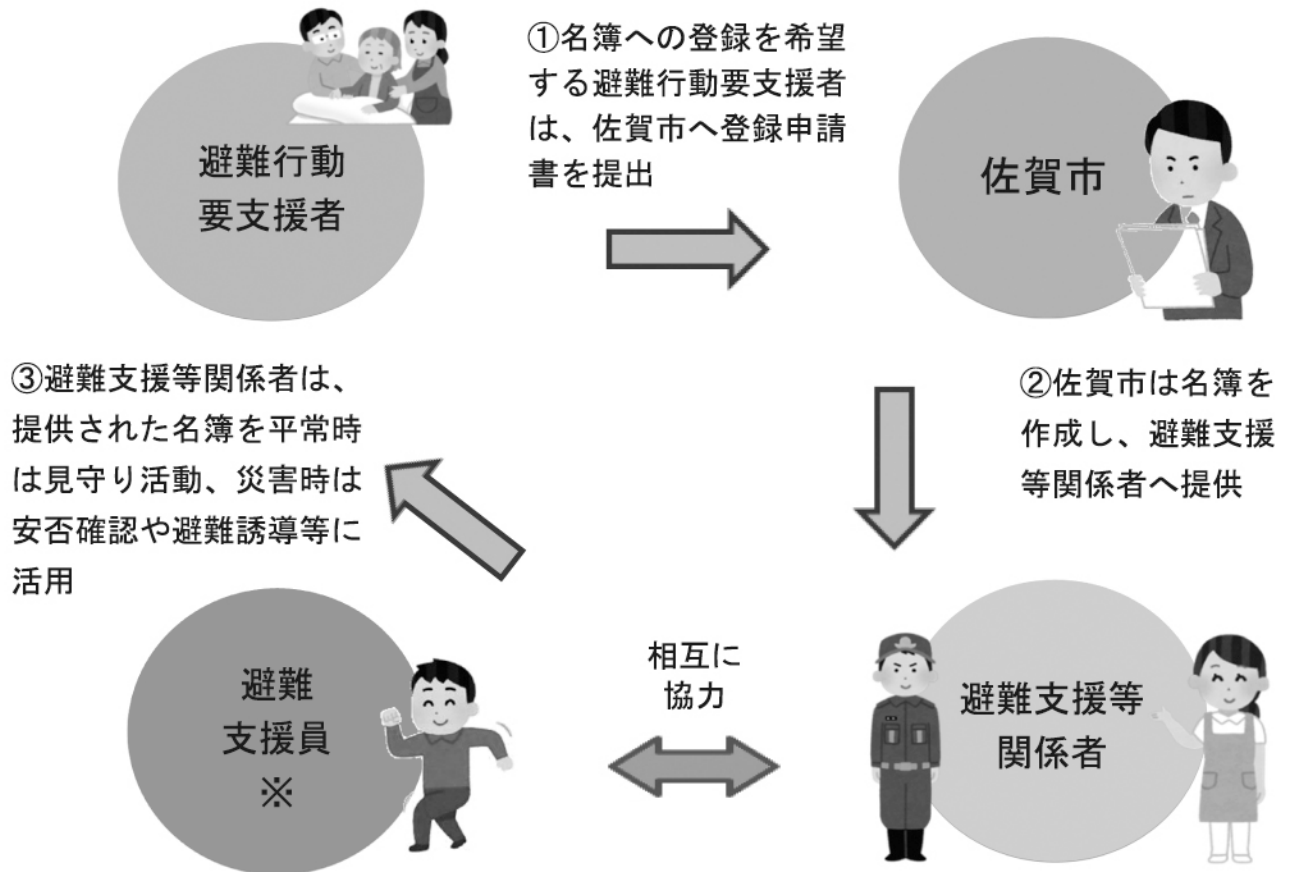
「避難支援を必要とする事由」とは、「自力で移動が困難」などの情報を指します。

4. 注意事項

災害時の避難支援は、支援者自身の安全が前提となるため、名簿への記載を同意した場合においても避難支援が必ずなされることを保証するものではありませんのでご注意ください。

また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

5. イメージ図



※避難支援員とは、避難行動要支援者の家族や近所の人などで、避難行動要支援者に対して、災害発生時に避難支援等関係者と協力して、情報伝達や避難誘導を行う

6. 申請書の提出先

- ・佐賀市役所 福祉総務課（本庁1階 8番窓口）
※8番窓口には呼出ボタンを設置していますので、御用の際は押しボタンを押してください。
- ・各支所市民サービスグループ

7. 問合せ先

- 【要支援者全般】福祉総務課（TEL:40-7249 FAX:40-7393）
- 【障がい者関係】障がい福祉課（TEL:40-7255 FAX:40-7379）
- 【高齢者関係】高齢福祉課（TEL:40-7253 FAX:40-7393）
- 【防災全般】危機管理防災課（TEL:40-7013 FAX:24-3187）